

シーリング改修工法の種類と特徴

改修工法の種類	概要と特徴
*シーリング充填工法	<ul style="list-style-type: none"> ・シーリング材が施されていない既設目地に不具合が生じた場合に、新たにシーリング材を充填する工法。 ・目地として有効に働いた箇所ほどひび割れが発生し、シーリング材の充填が必要になる。 ・建築部材、建具等の交換に伴い、隣接する目地に新たにシーリング材を充填する工法。
*シーリング再充填工法	<ul style="list-style-type: none"> ・既設シーリング材除去の上、同種又は異種のシーリング材を再充填する工法。 ・最も一般的に行われている。
拡幅新規充填工法	<ul style="list-style-type: none"> ・シーリング材が施されていない既設目地に不具合が生じ、目地形状を変えて新たにシーリング材を充填する工法。 ・既設目地形状が不備又は使用シーリング材の種類によって、目地形状を変える必要がある場合に用いる。
*拡幅シーリング再充填工法	<ul style="list-style-type: none"> ・目地形状、被着体強度あるいは被着面の状態の改善を要する場合に、目地拡幅(幅及び深さ)を行った後、同種又は異種のシーリング材を再充填する工法。 ・既設シーリング材に油性コーキング材が用いられている等、被着面で接着阻害要因がある場合に行われる。
*ブリッジ工法	<ul style="list-style-type: none"> ・目地形状が不備で、既設シーリング材が劣化により破損して再充填のみでは再発が懸念され、加えて拡幅再充填工法が採用出来ない場合に用いる工法で、被着体間に橋をかけた状態にシーリング材を重ねて施す。 ・美観上許されるか否かの検討を要する。

*…「改修標仕」に規定した工法